

香川県建設工事執行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成26年3月28日

香川県知事 浜 田 恵 造

香川県規則第25号

香川県建設工事執行規則の一部を改正する規則

香川県建設工事執行規則（昭和39年香川県規則第54号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(随意契約) 第23条 略 2・3 略 4 契約担当者は前3項の規定により契約の相手方を決定したときは、その旨を書面又は口頭により当該相手方に通知するものとする。 <u>5 災害時その他緊急を要する場合において第5条第1項第3号の規定に基づき随意契約により契約を締結しようとするときの予定価格の設定、見積書の提出等については、前各項の規定にかかわらず、別に定める。</u>	(随意契約) 第23条 略 2・3 略 4 契約担当者は前2項の規定により契約の相手方を決定したときは、その旨を書面又は口頭により当該相手方に通知するものとする。
第28条 略 <u>第29条 第23条第5項の契約を締結しようとするときの契約書の作成については、別に定める。</u>	(工事請負契約書) 第28条 略 第29条 削除

第33条の算式中 「 $\frac{105}{100}$ 」 を 「 $\frac{108}{100}$ 」 に改める。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(部分払) 第37条 略	(部分払) 第37条 略
	(香川県建設工事紛争審査会の組織) <u>第38条 香川県建設工事紛争審査会は、委員9人をもって組織する。</u>

2 委員は、次に掲げる者のうちから知事が任命する。

- (1) 香川県土木部長の職にある者
- (2) 弁護士の資格を有する者
- (3) 建設業を営む者
- (4) その他学識経験のある者

附 則

この規則は、平成26年4月1日から施行する。